

「三重県議会議員連盟の設立等に関する要綱」新旧対照表

改正後	改正前
<p>第 1 条 ~ 第 7 条 略</p> <p>附 則 この要綱は、平成 1 1 年 7 月 1 3 日から施行する。 略</p> <p>附 則 この要綱は、平成 1 5 年 9 月 2 6 日から施行する。</p> <p>附 則 <u>この要綱は、平成 2 0 年 3 月 2 5 日から施行する。</u></p> <p>附 則 <u>この要綱は、平成 2 5 年 1 2 月 1 9 日から施行する。</u></p> <p>別表</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 太平洋新国土軸推進三重県議会議員連盟 2 リニア中央新幹線建設促進三重県議会議員連盟 3 国際交流促進三重県議会議員連盟 <ul style="list-style-type: none"> 日本・スペイン部会 日本・中国部会 日本・ブラジル部会 日本・パラオ部会 日本・韓国部会 4 三重県議会スポーツ振興議員連盟 5 <u>三重県議会北朝鮮拉致問題解決促進議員連盟</u> 6 <u>三重県議会伊勢湾再生促進議員連盟</u> 	<p>第 2 条 ~ 第 7 条 略</p> <p>附 則 この要綱は、平成 1 1 年 7 月 1 3 日から施行する。 略</p> <p>附 則 この要綱は、平成 1 5 年 9 月 2 6 日から施行する。</p> <p>別表</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 太平洋新国土軸推進三重県議会議員連盟 2 リニア中央新幹線建設促進三重県議会議員連盟 3 国際交流促進三重県議会議員連盟 <ul style="list-style-type: none"> 日本・スペイン部会 日本・中国部会 日本・ブラジル部会 日本・パラオ部会 日本・韓国部会 4 三重県議会スポーツ振興議員連盟

三重県議会議員連盟の設立等に関する要綱（改正案）

（目的）

第1条 この要綱は、三重県議会議員が組織する議員連盟の取扱いについて定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱で「議員連盟」とは、県の行政施策の推進や諸外国との友好促進を図ること等を目的として三重県議会議員が組織する団体で、別表に掲げるものをいう。

（設立及び存続の要件）

第3条 議員連盟は、次に定める要件を満たさなければならない。

- (1) 設立発起人が2以上の会派（少数会派を含む。）に属する議員からなっていること。
- (2) 議員定数の2分の1以上の議員（発起人を含む。）の賛同を得ていること。
- (3) 設立について、代表者会議の承諾を得ていること。

（設立手続）

第4条 新たに議員連盟を設立しようとするときは、設立発起人は、前条第1号及び第2号に定める要件を備えていることを証する書類（設立趣意書、規約案、賛同者名簿）を添え、議長に申し出るものとする。

2 議長は、前項の申出を受けたときは、関係書類を添えて代表者会議に発議し、その設立についての可否を諮り、その結果を当該設立発起人に通知するものとする。

（存続期間）

第5条 議員連盟は、解散する場合を除き、議員の任期中存続するものとする。

（解散）

第6条 議員連盟を解散したときは、当該議員連盟の代表者は、速やかに議長に届け出るものとする。

（庶務）

第7条 議員連盟の庶務は、議会事務局で行う。

附 則

この要綱は、平成11年7月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年9月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年6月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年6月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年9月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年3月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年12月19日から施行する。

別表

- | | |
|---|-----------------------------|
| 1 | 太平洋新国土軸推進三重県議会議員連盟 |
| 2 | リニア中央新幹線建設促進三重県議会議員連盟 |
| 3 | 国際交流促進三重県議会議員連盟 |
| | 日本・スペイン部会 |
| | 日本・中国部会 |
| | 日本・ブラジル部会 |
| | 日本・パラオ部会 |
| | 日本・韓国部会 |
| 4 | 三重県議会スポーツ振興議員連盟 |
| 5 | <u>三重県議会北朝鮮拉致問題解決促進議員連盟</u> |
| 6 | <u>三重県議会伊勢湾再生促進議員連盟</u> |